

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 7年 4月 28日

横浜市契約事務受任者
教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
体育館前流し他給水管漏水修繕
- 2 履行（納品）場所
横浜市立本牧中学校
- 3 契約日
令和7年2月3日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年3月26日～令和7年3月27日
- 5 契約金額
1,613,700円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
水道代金の急激な増加及び校庭側校舎脇から水漏れが目視できる状態となっていました。教育活動に支障が出るため、緊急に対応が必要となりました。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市有資格者名簿に登録がある市内中小企業で、緊急対応可能な業者を選定しました。
- 9 所管課
横浜市立本牧中学校